①**認定の確認**

以下のフローチャートを参照いただき、どの認定に当てはまるかご確認ください。

２号認定の場合は、初めに横須賀市に申請、そして調整していただくこととなります。

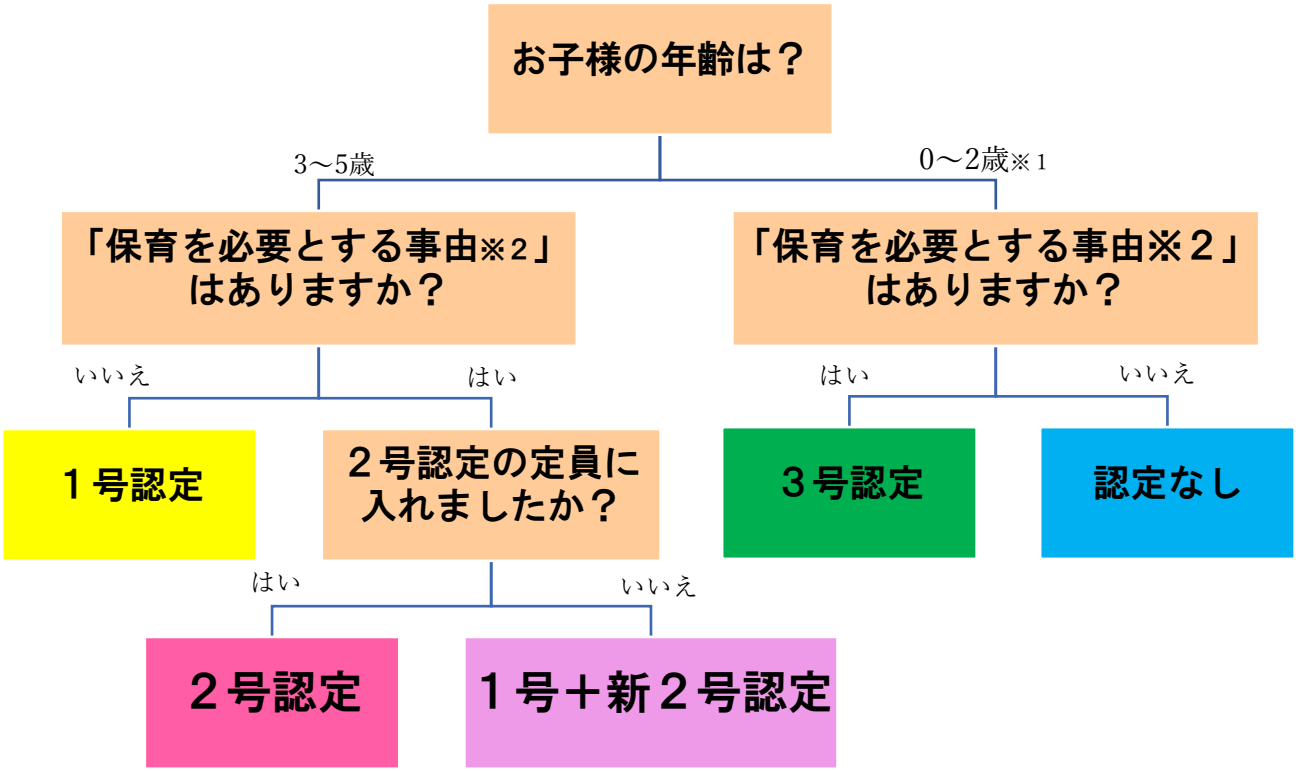

※１　湘南栄光幼稚園では、２歳になった月より受け入れを開始しています。
それ以前の受け入れはしておりません。

※２　就労、介護、妊娠などが該当します。詳しくは下にある表１をご覧ください。（横須賀市ホームページより抜粋→引用元 URL：　https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3450/sisetu/youhomusyouka.html　）

表１

【保育を必要とする事由及び必要書類】	
保育の必要性の事由 （保護者の状況）	認定を申請する際必要な添付書類
就労 （雇用されている方）	雇用（就労）証明書　※月 64 時間以上の就労が確認できること
就労 （自営業・個人事業主）※1	就労申告書と自営を証明できるもの（開業届や確定申告書の写し）
妊娠・出産 （産前・産後各８週間の間にある）※2	母子手帳の写し（母の氏名（表紙）と出産予定日がわかるページ）
疾病・障がい	診断書等（保育への影響と治療期間が記載されたもの） または障害者手帳の写し
介護・看護	介護・看護状況申告書及び介護・看護を受ける方の介護保険被保険者証・障害者手帳の写しや診断書
求職活動 （企業準備を含む）	【求職活動の実績がある場合】ハローワークの登録カードの写し、あるいは面接等の活動実績を証明する申立書 【企業準備の場合】事業計画書など
就学 （職業訓練を含む）	学生証の写し（または在籍証明書）及び時間割（カリキュラム）など就学状況がわかるもの

※1：就労者自身が事業所（法人）の代表者または経営者である場合は、雇用証明書を提出してください。
※2：産後休業後、育児休業を取得される場合は、後日「保育園の係る育児休業関係申請書（育児休業取得証明）」と支給認定変更申請書を提出してください。

以下、湘南栄光幼稚園での場合となります。
各認定説明

1 号認定	幼稚園の教育時間（9 時～14 時）を無償で利用できます。※3 3 歳の誕生日前日（満三歳）より認定を受けることができます。
2 号認定	保育園の利用ができる認定です。 保育短時間（8 時間）、または保育標準時間（１１時間）を無償で利用できます。※3
1 号＋新 2 号認定	1 号認定に追加して、教育時間前後の預かり保育の補助を受けることができます。 上限→預かり保育利用日数×450 円※4 妊娠・出産など一時的に預かり保育を利用したいという方などにも適しています。 満三歳の間は、認定条件→「保育を必要とする事由」＋「世帯年収約 500 万円未満」 2 号認定とは別途で申請書類を提出していただきます。
3 号認定	保育園の利用ができる認定です。湘南栄光幼稚園を利用される場合は、認定なしの場合と比べて料金の違いなどはございません。
認定なし	通常料金で 2 歳の間ご利用いただけます。

年少以降の各認定での違いについて

	1号認定	1号＋新2号認定	2号認定
保育料	無償		無償
教育・保育時間	9時～14時		保育短時間→8:00～16:00 保育標準時間→7:30～18:30
土曜保育	なし		8:00～16:00
給食	週5日・週3日（火～木）　選択可		週5日・週3日（火～木）　選択可
預り可能時間	朝：7:30～9:00 夕方：14:00～18:30		保育短時間：利用可
預り補助		横須賀市より補助有 預り利用日数×450 円 （上限）	
諸費用	毎月の費用：教育充実費 給食費（実費） 教材費 後援会費 卒園時積立金（年中以降） お預り費（利用者のみ）　その他、費用の詳細につきましては幼稚園にお越 バス代（利用者のみ）　しいただいた際にお知らせします。		

※3　バス代、給食費、教材費などの実費はいただきます。

※4　例①　実利用額5000円　利用日数10日　→　5000円－（450円×10日）　＝　500円保護者負担
　　例②　実利用額4000円　利用日数10日　→　4000円－（450円×10日）　＝　保護者負担なし